

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりである。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業

災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型（定員30人以上）施設の移転改築を行う経費を支援する事業。

別表(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 対象施設	2 補助基準額	3 対象経費
ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備		対象施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 なお、次に掲げる事業等は補助の対象とはならない。 ・ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
(定員30人以上の広域型施設)	(※4)	
・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	整備床数あたり 4,480千円 4,880千円	
・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院	1施設あたり 56,000千円 61,000千円	
・ 養護老人ホーム	整備床数あたり 2,380千円 2,600千円	
・ ケアハウス (※2) ・ 介護付きホーム (※3)	整備床数あたり 4,480千円 4,880千円	

※4 補助基準額中の整備床数とは移転後の床数のことをいう。ただし、増床分は対象外。